別紙3

水浴場水質判定基準

1. 判定については、下記の表に基づいて以下のとおりとする。
   (1) ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD 又は透明度のいずれかの項目が「不適」であるものを、「不適」な水浴場とする。
   (2) 「不適」でない水浴場について、ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD及び透明度によって、「水質 AA」、「水質 A」、「水質 B」あるいは「水質 C」を判定し、「水質 AA」及び「水質 A」であるものを「適」、「水質 B」及び「水質 C」であるものを「可」とする。
      ・ 各項目の全てが「水質 AA」である水浴場を「水質 AA」とする。
      ・ 各項目の全てが「水質 A」以上である水浴場を「水質 A」とする。
      ・ 各項目の全てが「水質 B」以上である水浴場を「水質 B」とする。
      ・ これら以外のものを「水質 C」とする。

区分＼項目		ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質AA	不　検　出 (検出下限 2 個/100mL)	油膜が認められない	2mg/L 以下 (湖沼は 3mg/L 以下)	全透 (1m 以上)
	水質A	100 個/100mL 以下	油膜が認められない	2mg/L 以下 (湖沼は 3mg/L 以下)	全透 (1m 以上)
可	水質B	400 個/100mL 以下	常時は油膜が認められない	5mg/L 以下	1m 未満 ～50cm 以上
	水質C	1,000 個/100ml 以下	常時は油膜が認められない	8mg/L 以下	1m 未満 ～50cm 以上
不適		1,000 個/100ml を超えるもの	常時油膜が認められる	8mg/L 超	50cm 未満※
測定方法		付表 1 の第 1 に定める方法	目視による観察	日本産業規格 K0102-1　17.2 に定める方法	付表 2 に定める方法

(注)判定は、同一水浴場に関して得た測定値の平均による。
「不検出」とは、平均値が検出下限未満のことをいう。
透明度(＊の部分)に関しては、砂の巻き上げによる原因は評価の対象外とすることができる。

2. 「改善対策を要するもの」については以下のとおりとする。
   (1) 「水質C」と判定されたもののうち、ふん便性大腸菌群数が、400個/100mLを超える測定値が 1 以上あるもの。
   (2) 油膜が認められたもの。